

11～12月の支出(図書、備品、慶弔、飲食除く)

135,174円

情報公開の第一歩 政治資金を見えるようにします。

印刷代(月刊武松印刷代)	21,420円
交通費(駐車場、燃料代、高速代)	32,530円
会場費	1,200円
通信費(携帯電話代、折込代、郵送代)	80,024円
支出計 11/10/31～12/1/9	135,174円
寄付 ｲｸﾞﾙ、Y、K、Mさん	38,000円

市政を考える 月刊武松

発行日
12/1/10

第124号

16500部発行

たけまつ ただし
頒布責任者：武松 忠(市議会議員)
武松政策研究会

ヒルトンへの施設売却問題!?

これまでの経緯と収支、今後の改修経費について

小田原市が所有し、ヒルトンへの売却案が議会に提出され、採決前に撤回となりました。これまでの経緯とポイントを整理します。

■小田原市宿泊等施設の売払いについて

(1) 市が施設を取得した経緯

- 1997年、勤労者の健康とリフレッシュの場の提供、及びみかん減反に伴う地域振興対策を目的として、雇用促進事業団により建設。(総工費約455億円)
- 2002年、特殊法人の整理合理化計画を受け、雇用・能力開発機構から本市に対してスパウザ小田原の譲渡依頼がありました。市では、みかん減反対策としての地域振興策という側面や、用地の提供など地元の方々の国策への協力に対する思いを尊重する必要があること、県・市・地域社会こそでの誘致活動と周辺整備への資金投入などの経緯、市政の柱である健康づくりに寄与できる施設であること等を勘案し、市民福利にメリットがあると判断して、施設を取得しました。(8億5095万円で購入)

(2) 施設の売払いに至る経緯

- 2003年12月、小田原ヒルトン(株)と賃貸借契約を締結し、2004年2月から以後8年間にわたって「ヒルトン小田原リゾート&スパ」として営業を続行中。
- 本来市が、ホテル施設を所有すべきではなく、将来的には、経営基盤のしっかりとした民間企業に施設を譲渡すべきものです。
- 賃貸借契約の次回更新時期(2014年1月)が迫り、施設の老朽化に伴う修繕計画を検討する必要があります。早期の施設売払いも視野に、2010年1月から、ヒルトン社と施設管理に係る情報交換や、施設売払いに向けた課題整理等を行ってきました。
- ヒルトン社では、現行の賃料負担(年間4億7667万円)が経営に影響していること、ヒルトン社の仕様に不適な施設となっていること、収益性の向上に向けた大規模な改修を行う必要があること等から、ホテルの営業を続けていくためには、自ら施設を取得する必要があると認識。
- ヒルトン社の投資環境が整ったことを受け、10月21日、市に「普通財産買受申請書」が提出されました。その後、市が市議会12月定例会に施設売却(9億円)に

関連する議案を提案しましたが、ヒルトン側から、「施設を取得したい考えは変わらないが、売買契約締結前に解決しなければならない問題が内部で発生したため、時間的猶予をいただきたい」という申し出があったため、議案を撤回・訂正し、昨年中の売却を断念しました。

■投資回収について

当施設の建設に伴う周辺基盤整備に要した費用を含め、本市の投資に係る回収状況は以下のとおりです。

【収入】

・旧スパウザ時代の固定資産税等(概算)	15.0億円
・ヒルトン賃料収入からの一般会計繰出金	15.0億円
・宿泊等施設整備基金(2010年度末残高)	5.7億円
収入合計	35.7億円

【支出】

・農道等周辺整備費(市費分)	20.0億円
・勤労者リフレッシュ施設経営分析業務委託料	588万円
・施設取得時の基金繰替運用未償還金	2.58億円
支出合計	22.6億円

【差引】

13.1億円

■施設診断の結果について

計画的な施設改修に向け、2010年度に小田原ヒルトン(株)と共同で施設診断を実施したところ、今後5年間で約21.5億円の改修が必要との調査結果でした。

(概算改修費用内訳) 空調・衛生設備9.7億円、中央監視設備6.2億円、外壁改修2.6億円、屋上及び屋根2.2億円、その他8千万円 合計21.5億円

■違約金について

厚生労働省及び労働者健康福祉機構の方針

市が施設を取得した際の「雇用・能力開発機構」及び「労働福祉事業団」との売買契約で、10年間の所有権移転が禁止されています。10年未満の所有権移転の場合、2.55億円の違約金が発生します。

■まとめ

現段階で13.1億円の黒字収支ですが、今後施設改修に21.5億円必要です。いずれにしても早期にヒルトンに売却するか、2年後に公募売却するしかありません。

テレビで市防災情報

大雨や台風の際、防災行政用無線が聞こえないとの問い合わせが多くあります。これは、音声で情報を伝えるという性質上、スピーカー同士の音の輻輳や天候、その他の要因で、聞き取りにくい地域の発生が避けられないためです。最近では防音サッシの普及でさらに外の音が聞こえにくくなっています。

このため、防災行政用無線の補完手段として、パソコンや携帯電話を利用した「防災メール」により、無線で流す情報を事前登録者の方へのメール送信や、小田原ケーブルテレビを利用し、災害情報等を文字放送で伝えることも実施しています。また、FMおだわら(78.7MHz)の災害情報によって、ラジオから情報を得ることができます。

しかし、携帯電話、パソコン、ケーブルテレビやFMラジオなどを持っている方は、高齢者になるほど少なくなります。そこで地デジテレビのデータ放送を利用する施策が考えられました。(停電の際は、情報を得ることはできません。)

■テレビ神奈川のデータ放送で配信

テレビが、完全に地デジ化され、家庭でも広くデータ放送が受信できるようになりました。

テレビ神奈川のデータ放送では、各市町村のページがあり、この1月1日から小田原市のイベント情報や防災気象情報などが表示されるようになりました。

データ放送の表示方法

- (1) テレビ神奈川 **[3]** chの画面で、リモコンの **[d]** ボタンを押します。
- (2) データ放送が表示されます。画面左側の「マイタウン情報」を選択します。
- (3) 小田原市のページが表示されます。画面右側の行政情報から、「イベント」または「防災気象情報」を選択します。

● 「イベント」を選択すると、市内のイベントや観光情報などが表示され、さらに選択すると詳しい情報が表示されます。

● 「防災気象情報」を選択すると、防災行政用無線の放送文が表示されます。

The Voice これまでに頂いたご意見から

鴨宮地区に新しい風を

武松さんにお願いがあります。鴨宮地区に何か新しい風をふかしてください。例えば鴨宮地区に区画整理事業計画をつくり、それを実行すること。しかしただ、残念なことにこれといった具体案はありません。でも、何か変えないといけないと思うのです。鴨宮に核となる事業を起こしてください。お願いします。

鴨宮地区の鴨宮駅北口区画整理事業は、20年ほど前のものを見たことがあります。北口から当時の忠実屋とダイクマに向かって道路拡幅したものだたと記憶しています。さて区画整理ですが、地価が下がっている現状では、事業として成り立つかわかりません。小舟森の区画整理事業では、結果的に地権者の土地が無くなり、財産も減らしたと言われる方もいます。現実的なものは、高さ制限が問題なら、公開空地等の設定による適用除外を。高さを規制したり環境を維持するためには、都市計画法の地区計画がありますが、どちらもポイントは住民の熱意です。市役所都市部都市計画課(33-1571)にまず相談してみてください。

一緒に考えよう、明日の小田原！！ ～地震・災害からいのちを守るには～

小田原市議会議員有志と神奈川県議会議員の有志は、市民と一緒に明日の小田原を考える、対話集会を開催することになりました。第1回は、いま、最も市民が関心の高い、地震・災害をテーマとします。

昨年発生した東日本大震災では、地震・災害からいのちを守るには、自助、共助、公助が必要であることを痛感しました。現在、小田原市及び神奈川県では地域防災計画の改定作業を進めておりますが、行政だけの対策では地震・災害からいのちを守ることはできません。そこで、行政、地域、個人は、何をすべきで、具体的にどうすればいいのか一緒に考えましょう。

日 時：平成24年1月26日(木) 18:30～20:30

場 所：小田原市民会館 6階 第6・第7会議室

費 用：無 料

主 催：一緒に考えよう、明日の小田原実行委員会

代表幹事：武松忠

事務局長：守屋輝彦(神奈川県議)



i - mode HP →

HPは、**YAHOO!**で「たけまつただし」 月刊武松バックナンバー全て掲載しています。

寄付は、ジャパンネットバンク 本店 普通口座 7941377 タケマツタダシ
さがみ信用金庫 大井町支店出張所 普通口座 0051228 武松政策研究会 武松忠 まで
月刊武松は**本人が配布**しているため、行き届かないところがありますが、読み終わりましたら知合いの方にお渡しいただくと幸いです。また、**eメールでも送付していますので連絡下さい。**